国の肥料価格高騰対策事業のご案内

●目 的

『化学肥料の低減(20%)』に向けて取り組む農業者に対して肥料費を国が支援する制度です。

●支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料 (本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料) が対象です。

●対象者

『販売を目的に農業を行う農業者』で、令和4年度または令和5年度までに左記目的に確実に取り組む農業者が対象です。

●支援の内容

前年度から価格高騰した肥料費について、高騰分の『7割』が支援金として交付されます。申請は、秋肥と春肥に分けて申請が必要となります。

●申請に必要なもの・こと JAより肥料を購入している販売農家

締め切り:令和4年12月7日

●本年秋肥(令和4年6月~10月に注文)、来年春肥(令和4年11月~令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの (価格が決定されているものに限る)例:納品請求書・領収書・価格の決定されている注文書等

②化学肥料の低減に向けた取組2つ以上に取組むこと(国が定める取組メニュー)

- ❸JAが定める『誓約書・申請書・その他申請に必要な書類』
- ※申請後、令和5、6年の2年間『化学肥料の低減』に向けた取組に対する報告が必要となるため、 購入伝票等・作業日誌・証拠写直等が必要となります。
- ※JA以外からの肥料購入については、購入先または各市町村にお問い合わせ下さい。



お問い合わせ JAめぐみの 最寄りの各地域営農経済センター